

青年部会 女性部会 租税教室・映画鑑賞会

於：サンピアンかわさき 7月26日

青年部会と女性部会は「サンピアンかわさき」の大ホールにて小学生を対象に「税金は毎日の生活の中でどのように役立っているか!?」ということをも小学生のみなさんに知っていただき、楽しみながら税について学び、税金をもっと身近に感じてもらうことを目的に「租税教室・映画鑑賞会」を開催しました。

会場入り口でe-Taxのイメージキャラクター“イータ君”に出迎えられ、山口青年部会長のあいさつの後、下村副部会長の司会で租税教室が始まりました。税金によって建てられた公共施設や消防・救急活動、ゴミの収集などの公共サービスについての説明の後、租税教育用ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を視聴し、税金クイズを交え楽しみながら税について学びました。また、第2部では映画「BOSS BABY（ボスベイベー）」を上映し、小学生の子どもたちを含む集まった約400人を超える来場者を魅了しました。



7つの間違い探し

* 右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますかな？（答えは9頁にあります）



[作者紹介]

神谷一郎（かみや・いちろう） イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

初級簿記講習会 於：川崎市産業振興会館 4月10日～



講師：東京地方税理士会 橋本 光志 先生
初めて簿記を学ぶ方や基礎からしっかり簿記を身に付けたい方、複式簿記の基礎を理解したい方、また日商簿記検定の受験を目指す方のための上期初級簿記講座を開催しました。

源泉部会 研修会 於：川崎南税務署 5月9日



テーマ：「給与所得の源泉徴収事務」
講師：川崎南税務署 池野公朗 上席国税調査官
源泉部会研修会の今回の内容は「非課税とされる給与」「現物給与、経済的利益の範囲」について分かり易く説明を受けました。

社員研修講座 於：カルッツかわさき 5月21日



テーマ：「正しい日本語と言葉遣い習得講座」
講師：オフィスローラ代表 花田 恵美 先生
今回の社員研修は、お客様対応の言葉の重要性、正しい日本語・敬語の使い方、お客様を不快にさせる誤った言葉遣い、相手に好感を与えるきき方・話し方などロールプレイングをしながら分かり易い説明でした。

実務経理セミナー 於：川崎市産業振興会館 6月18日～



講師：東京地方税理士会 菊池 哲史 先生
初級簿記講習会に引き続き、年末調整や労働保険の保険料の申告、社会保険の支払や源泉所得の納付、消費税の届出など経理実務経験者でもちょっと処理に不安な事柄も再確認できる実務に即した講習会を開催しました。

源泉部会 研修会 於：カルッツかわさき 6月17日



テーマ：「働き方改革関連法の再確認と実務上の留意点」
講師：社会保険労務士 志田 淳 先生

青年・女性部会 租税教室 於：御幸小学校 6月5日



今回の租税教室は青年部会・女性部会のメンバーが幸区の御幸小学校に出向いて租税教室を開催しました。

救急救命講習会 於：東海道かわさき宿交流館 6月25日



川崎市消防防災指導公社の方が講師を務め、人工呼吸や心臓マッサージといった心肺蘇生法やAED・自動体外式除細動器（心臓が心室細動を起こした際、電気ショックで正しい心臓のリズムに戻す医療機器）の使用方法などを学びました。

社員研修講座

於：カルッツかわさき 7月22日



テーマ：「笑いで契約の取れる営業マンになる！」
講 師：コミュニケーション・プロデューサー 夏川 立也 氏
元吉本芸人の夏川氏が編み出した「笑いの働きかけ」のロジックを、成果の上がる営業の実践に役立たせる講義を思いっきり楽しくお聞かせ頂きました。

青年部会 研修会

於：サンピアンかわさき 7月29日

テーマ「生き残りをかけた銚子電鉄の取組み」
～地域密着し愛され「なくてはならない」企業に～
講 師：銚子電気鉄道㈱ 代表取締役・税理士 竹本 勝紀 氏

「ぬれ煎餅」「クラウドファンディング」「ネット販売」「イベント列車」「新商品開発」できることは全て取り組む！自ら電車も運転する銚子電気鉄道㈱代表取締役・税理士の竹本氏による講演会を開催しました。銚子電鉄は銚子市を走る総延長わずか6.4キロの単線鉄道で、地域の産業衰退、人口減少等で利用客は激減し、何度も経営危機に陥り、それを救ったのが「ぬれ煎餅」製造販売の大ヒットでした。以来、厳しい経営環境でも、お化け屋敷列車や駅名のネーミングライツ等、ユニークなアイデアで果敢に挑戦し続けています。そんな竹本社長が地域企業の生き残りをかけた汗と涙と笑いの経営実践を語られました。



10月1日

消費税率引上げ前後の値上げ・値下げ

こんな値付けはNGと思いませんか？

「10月1日以降2%値下げ!」という値下げセールをしたらダメ? 2%OFF SALE OK!! 問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元」「消費税はいただきます」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。	10月1日より前の値上げは、便乗値上げになるからダメ? OK!! 問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。	税抜での価格表示はダメ? ¥3,000 (税抜) OK!! 問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。
これは NG ■ 事実と反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること ■ 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと		
OK? NG? 迷った時は ● セール・「今だけお得」関係 — 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表) ● 便乗値上げ関係 — 消費者庁消費者調査課 03-3507-9196 ● 価格表示関係 — 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表) ● 転嫁拒否関係 — 公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表) 中小企業庁消費税転嫁対策室 03-3501-1511(代表) ※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。 より詳しい内容についてはこちら 価格設定 ガイドライン 転嫁対策 事業者向け パンフ 検索 財務省・内閣官房		

間違い探しの答：①髪(左) ②隈取り ③蝶の(さしがね)棒 ④獅子頭の右耳 ⑤菊の数(左) ⑥右足 ⑦平緒の長さ(中央腰下)